

有害図書類の緊急指定について（報告）

以下の図書類については、毎号有害指定を行っている月刊誌で、前月号までと内容に変化が見られなかったため、引き続き緊急指定した。（条例第9条第1項、第2項ただし書、第18条第2項）

番号	種別	図書類名	発行所	指定日	通知番号
1	雑誌	るんるんナビマガジン OCTOBER. 2023 No. 255	(有)メディアックス	R5. 10. 13	教社第 375 号
2	雑誌	るんるんナビマガジン NOVEMBER. 2023 No. 256	(有)メディアックス	R5. 11. 10	教社第 448 号
3	雑誌	実話ナックルズ 12 月号	(株)大洋図書		
4	雑誌	るんるんナビマガジン DECEMBER. 2023 No. 257	(有)メディアックス	R5. 12. 11	教社第 495 号
5	雑誌	るんるんナビマガジン JANUARY. 2024 No. 258	(有)メディアックス	R6. 1. 15	教社第 540 号
6	雑誌	実話ナックルズ 2 月号	(株)大洋図書		
7	雑誌	るんるんナビマガジン FEBRUARY. 2024 No. 259	(有)メディアックス	R6. 2. 6	教社第 569 号

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（抜粋）

（有害興行を行う興行場への入場の制限及び有害図書類の販売等の禁止）

第9条 知事は、興行又は図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、これを青少年に観覧させ、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行又は図書類を有害な興行又は有害な図書類として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及び理由を県の公報で公示しなければならない。ただし、緊急を要するときは、当該興行を行う興行場を経営する者若しくは当該興行を主催する者又は当該図書類の販売若しくは貸付けを業とする者に通知することによつて公示に代えることができる。

3～11 （略）

（有害図書類の陳列場所の区分等）

第9条の2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類の陳列場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、若しくは借り受け、又は閲覧し、視聴し、若しくは聴取することができない旨の掲示をしなければならない。

3～5 （略）

（審議会への諮問等）

第18条 知事は、次に掲げる場合においては、静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）第1条の規定により設置された静岡県青少年環境整備審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

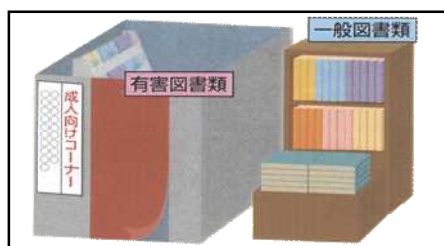
（1）第7条第1項又は第8条第1項の規定による推奨をしようとするとき。

（2）第9条第1項、第4項若しくは第5項第3号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をしようとするとき。

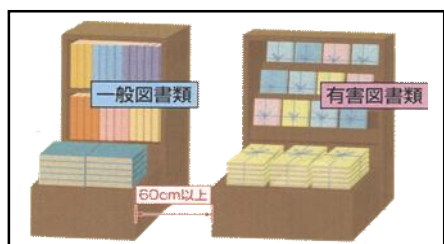
（3）第11条第1項の規定による取消しをしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで推奨、指定又は取消しをしたときは、速やかに、審議会に報告しなければならない。

【参考】有害図書類の区分陳列方法



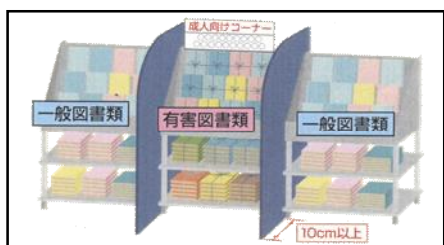
ア 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書類を陳列すること。



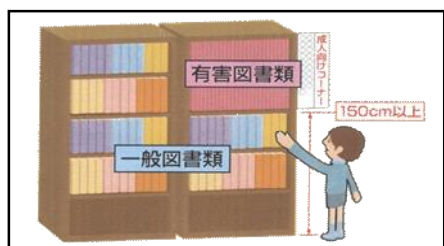
イ 有害図書類以外の図書類を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に有害図書類をまとめて陳列すること。



ウ ビニール袋等により有害図書類全体の包装を行う方法、有害図書類を伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛る方法その他の方法により、容易に閲覧できないようにして、まとめて陳列すること。



エ 有害図書類を陳列する棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から10センチメートル以上張り出して設けた透視できない材質及び構造の仕切り板と仕切り板との間に有害図書類を陳列すること。



オ 床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書類をまとめて陳列すること。